

令和7年度 軽自動車税(種別割)額表

(1) 軽自動車

初度検査(※1)の年月によって税額が決まります。

車 種 区 分			税 額 (年額)		
			初度検査が H27. 3. 31以前	初度検査が H27. 4. 1以後	初度検査から 13年経過(経年重課)
軽三輪			3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

・経年重課について

平成28年度から「初度検査から13年を経過した車両」について、経年重課の税額が適用されます。
自動車検査証の「初度検査年月」をもとに、賦課期日の4月1日時点で13年を経過しているかを判断します。
よって、税額のかかる年から13をひいた年の3月以前に初度検査を受けた車対象になります。※2

(例) ・令和7年度は、初度検査年月が平成24年3月以前の車両が対象

※1 初度検査…新車時に最初にナンバーを取得するための検査。自動車検査証の「初度検査年月」欄で確認できます。

※2 動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車および被けん引車は、経年重課の対象外となります。

(2) 原動機付自転車、二輪車など

車 種 区 分		税 額 (年額)
原動機付自転車	〈特定小型原動機付自転車〉 ・定格出力が0.6KW以下、長さ1.9m以下、幅0.6m以下、最高時速20km/h以下のもの	2,000円
	・総排気量が50cc以下のもの(ミニカーを除く) ・定格出力が0.6KW以下のもの(ミニカーを除く) ・(新基準原付)総排気量125cc以下かつ4.0KW以下のもの	
	・2輪で総排気量が50cc超え90cc以下のもの ・2輪で定格出力が0.6KWを超え0.8KW以下のもの	
	・2輪で総排気量が90cc超え125cc以下のもの ・2輪で定格出力が0.8KWを超えるもの	2,400円
	・ミニカー(三輪以上で総排気量が20ccを超えるもの) ・ミニカー(三輪以上で定格出力が0.25KWを超えるもの)	3,700円
小型特殊自動車	・農耕作業用(最高速度が35Km/h未満のもの)	2,000円
	・その他(フォークリフト等)(最高速度が15Km/h以下のもの) 規格 長さ4.7m 幅1.7m 高さ2.8m以下	5,900円

帯広運輸支局でナンバーを交付しているもの

車 種 等 区 分		税 額 (年額)
軽二輪	総排気量が125cc超え250cc以下のもの	3,600円
小型二輪	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円

(3) グリーン化特例(軽課)の適用について

排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい車について、初度検査年度の翌年度分の軽自動車税(種別割)に限り税額が軽減されます。

対象車両: 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに初度検査を受けた下記の四輪および三輪の軽自動車

車 種 区 分			税 額 (年額)		
			①75%	②50%※1	③25%※1
軽三輪			1,000円	2,000円※2	3,000円※2
軽四輪以上	乗 用	自家用	2,700円	適用なし	
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	適用なし	
		営業用	1,000円		

① 電気軽自動車・燃料電池自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減達成または平成30年排出ガス規制適合)
② 乗用(営業用): 令和2年度燃費基準かつ令和12年度基準90%達成車
③ 乗用(営業用): 令和2年度燃費基準かつ令和12年度基準70%達成車
※1 ②、③については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。またいずれも、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。
各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の「備考欄」に記載されています。
※2 乗用営業用のみ対象となります。